

日本大学経済学部経済科学研究所研究会

【第159回】

2007年7月25日

**国際化を迫られるわが国の会計基準
—国際会計基準とわが国企業の将来—**

日本大学経済学部教授

今 福 愛 志

会計基準をめぐる グローバル化の4つの意味

今福です。わずかな時間ですので、果たしてどの程度お話しできるかわかりませんが、私は今日のテーマを中島経済科学研究所長からいただいて、大変よい機会だと思い引き受ました。

特に、経済科学研究所という経済学を中心とする研究所の今年度の統一テーマ「グローバル化と規制環境の変化」の第1回目として、会計学というどちらかといえばグローバル化の対局にあると思われがちな会計学、事実上、金融とともに経済社会のインフラを構成するという意味で最もグローバル化しているのが会計ですので、本日の発表者として選んでいただいたことに、大変うれしく思います。

実は私の1971年以來の研究テーマは「会計基準と規制」という問題でありまして、1982年に上梓しました『会計政策の現在』(同文館刊)という本では、アメリカという1国会計基準の設定の仕組みと構造変化について詳細に論じております。それが20年余を経た今日、アメリカをふくめて1国の会計基準を論ずる必要性が著しく低下して、国際会計基準を論ずることがわが国をふくめた会計基準の現在を論ずることである時代となりました。おそらく上記の拙著は、そうした会計制度をめぐる変化の兆しを研究したものであると、今では考えております。

それはさておき、グローバル化というものは経済、企業経営、文化が一様化したかたちで世界の隅々にまで伝播していくプロセスという意味でもありますけれども、特に、会計基準あるいは会計規制のグローバル化に関連する4つの意味を図1(末尾を参照)にしめしてみました。

まず1つは、グローバル化はスタンダード化でもあるということです。つまり、グローバル化するためには会計基準がスタンダード化、標準化を押しすすめるなければなりません。しかも、会計は、ドルとか円とかウォンとか元とか、それぞれの国によって通貨は違うけれども、マネーを1つの測定の手段として、統一の尺度で企業活動を表現する財務情報という意味で最も標準化しやすいものです。ですから、会計基準というのは、会計という道具、もう少し正確

に言えば、企業が投資家にむけた財務報告の標準化なんですね。

2つ目は、少々矛盾する言い方かもしれませんが、市場化というのは規制の問題であるということです。規制にはもちろん色々な解釈がありますが、規制とは企業自らが活動する場、フィールドですね、そこでのルールでもあります。この意味の規制を順守することにより活動する、例えば、企業は規制にしたがった財務報告をつうじて資本を調達していく、そういう問題でもあります。

それでは規制とは一体何かといえば、それはデファクトスタンダードをめざした闘いです。それが第3の意味です。EU圏の会計基準がいいのか、アメリカ圏の会計基準がいいのか、日本の会計基準がいいのかという、覇権争いといってもよいでしょう。そして、アメリカ基準ならアメリカ基準を世界が使ってくれれば、アメリカ基準が勝ちです。そういう意味で、事実上の基準といえますか、デファクトスタンダードの闘いです。

会計基準のグローバル化のもう1つの特徴は、情報の公開による企業活動の透明化です。国際会計基準に従うということは、これはいろいろならえ方があるけれども、大事な点は透明化です。会計という財務報告を通じて、経営を透明化する、明らかにディスクローズする、そういう側面を持っていると思います。

このように会計基準・会計規制という点から見ますと、グローバル化は面の広がりだけでなく、スタンダード化、デファクトスタンダード、企業経営の透明性の問題という多面的な意味あることに、まず留意する必要があります。

たまたまごく最近、海外で公刊された『会計基準のグローバル化』(Globalization of Accounting Standards, Godfrey, ed., 2007)という本を読んでいましたら、「会計基準のグローバル化は、経済のグローバル化、文化のグローバル化、コーポレートガバナンスのグローバル化のパッケージである。会計基準だけがグローバル化するのではなくて、文化、経済、コーポレートガバナンス、この3つのパッケージが一緒になってグローバル化が進む」と記されていました。

特に文化については、いろいろ意見があると思

います。イメージとしては、標準化されたものが進むためには、ある意味で各国の文化を押しつぶす。例えば、日本的経営というものを押しつぶす、そういう側面もあるだろうと考えております。あるいは、その中で日本的経営というものがあるとすれば、どうかたちで普遍的な経営形態として持続できるか、という問題であると思います。

国際会計基準の制定、展開、その背景

1970年代当初、私が大学院の時代あるいは学部で会計学を学んでいたときの会計学は、いまから思えば本当にのどかなものでした。日本の会計基準を順守して、例えば、アメリカへの輸出入の場合には、1ドル＝360円という固定相場がありましたから、それに従えばよい。要するに日本の会計学というのは1国の問題でした。その当時も、国連やOECDによる国際的な会計基準を設定しようとする動きがありましたけれども、これはもっぱら多国籍企業を中心としたものでした。ですから、当時は国際的な会計基準でなく多国籍企業の会計という言葉で、1国の会計基準とは別のいまでいうグローバル化の会計が表わされていきました。そうした国際会計基準—現在は国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards: IFRS) といいます—の現在に至るまでの大まかな歩みを示したものが表1です。

1973年、国際会計基準委員会が設立されます。これは任意の団体で、日本であれば当時の大蔵省、アメリカではアメリカ証券取引委員会 (SEC)、そういう各国の証券監督機構がいわばお墨付きを与えるというものでした。1987年、証券監督者機構ができて、国際会計基準とタイアップして、みずからの基準をつくるというかたちになります。これはエポックメイキングな出来事で、以後、ここに書きまされたようなさまざまな事態が起こってまいります。

特に1997年のタイから出発したアジア経済危機は、国際会計基準の標準化を一段と促した要因の1つであると私は理解しています。その結果、財務報告の信頼性を失うと資本のフローは、根底から覆されるということがあらためて認識され、タイ、韓国、その他さまざまな国において、国際会計基準の導入、国内会計基準の改革という問題に向かったという事実があります。つまり、会計

基準のグローバル化は世界的な金融危機などを背景にして、アングロ・サクソンからEUなどの大陸へ、そしてアジアへと一気に進行していきました。

そして1999年には、国際会計基準委員会 (IASB) から国際会計基準理事会 (IASB) に組織変更され、評議委員会、審議会が設置されます。2002年にはヨーロッパ連合 (EU) がEU内でのIFRSの採用を決定して、2005年1月1日以降IFRSによる連結財務諸表の作成・開示を要求するという、いわゆる2005年問題が生じました。

同じ2002年に、IASBとアメリカの財務会計基準審議会 (FASB) が、2つの会計基準の調整に向けての覚書の公表という大きな問題も起こっております。国際会計基準が、まさに世界標準基準としての体制が整ってきました。2005年の欧州証券規制委員会の同等性評価というのも重大な問題で、日本の会計基準を国際会計基準と同等のものとみなすかどうか。もしみなせば、日本の会計基準でつくられた財務諸表をもって、欧州での資本調達が可能になります。

現状を見ますと (この講演時点)、EUは2005年から連結財務諸表は、IFRSにより作成することになっております。韓国は、外国企業はすでに現在も国際会計基準で作成しておりますが、2011年からは国内の上場企業も国際会計基準によって財務諸表を作成しなければならなくなりました。中国は、2007年から、上場企業は国際会計基準に従わなければいけません。カナダは、2011年からすべて国際会計基準に従うようになっています。

こうした流れの中で、国際会計基準が世界標準基準として世界的に受け入れられる体制ができてきました。会計という個別企業の財務報告というミクロの世界が、アジア金融危機の再来を防ぐようなシステムとして認定された。会計がそうした力を持っているものとして受けとめられたということでもあります。

[注]

この講演後の2007年8月8日、国際会計基準理事会 (IASB) 議長とわが国の企業会計基準委員会 (ASBJ) 委員の間で、両基準の重要な差異を2011年6月8日までに解消する旨の合意がなされたことが (「東京合意」)、公表された。

グローバリゼーションのなかの 資本フローと財務報告

こういったことを踏まえて、グローバリゼーションの中の資本フローと財務報告という問題を考えてみますと、先ほど述べた、投資家と資本市場の関係がもう少し重層的な関係になってきています。つまり、国際会計基準理事会が各国の証券規制機構とタイアップをして各国の市場の財務報告の処理の基準を統一化・標準化する、こうしたものとして明確に位置づけられた。すでに指摘しましたとおり、会計基準のグローバリゼーションにともなう国際的な会計規制といえますと、各国の規制機関にのみ関連すると思われがちですが、ことはもう少し複雑です。

今日はテーマが違いますので、詳しくはお話ししませんが、投資家側もさまざまなかたちで国際的に連合を組んでいる部分があります。例えば、アメリカでは、機関投資家に対してかなりのデータを提供し得るような仕組みとして、機関投資家協会などが、機関投資家の議決権行使に関するさまざまなガイドラインを公表しています。個人のわれわれのおカネも、郵便貯金とか生保、投資信託などを通じて機関投資家にカネを委ねるというかたちでカネが動くわけですから、個人もちろんこの中で無関係ではありません。すでにわが国の公的年金の資金の100兆円をこえるカネが、資本市場で運用されています。もっとも国際的にはわずかですが、カナダの公的資金の30%以上は海外の株式ですし、アイルランドの公的資金の全額は海外投資で占られています。こうなると企業の財務報告のグローバリゼーションは、投資家にとって不可欠なインフラとなっています。会計基準のグローバリゼーションという場合、こうした観点を忘れてはなりません。

会計の専門家が大勢いらっしゃる前で恐縮ですが、会計の役割とは何か、私なりにお話ししてみたいと思います。そもそも会計とは何かといいますと、企業の活動を貨幣の言葉で伝えるものです。企業の実体を表した情報であり、それをペーパー—今はウェブでの情報伝達が重要となっていますが—で表したものの、これが会計です。

しかも、他の情報と違うのは、会計基準という制度に従ってつくられ、監査制度による監査の証

明を受けて出された、パブリックな情報です。ですから、それが粉飾されたときには、先ほど中島先生が冒頭で統一テーマに関連づけて、さまざまな粉飾の事例を挙げておられましたように、それが社会の資本の流れを歪め、経営を歪め、果ては倒産にまで追い込む、そういう側面を持っているわけです。場合によれば、国際的な資金フロー—国際金融—にまで、大きな影響を与えるだけでなく、前に述べたとおり公的、私的の年金基金にマイナスのインパクトを与えると考えれば、会計—財務報告—は老後の資金と密接な関連をもっているといっても、誇張ではありません。

会計は「企業の言語」だと言われます。もちろん日本では「会計」、アメリカでは「アカウンティング」とか、言葉は国によって違うけれども、例えば、簿記ひとつとっても、借方、貸方というのには全く変わりがない、各国共通です。そういう意味では企業の言語であり、その言語を覚えると、その読み方は国が違っても適用できますし、それを読めば企業活動というものを見通すことができます。先ほど言いましたように、その1枚の紙を通して、企業の実体、財務の実体を表している、経営のあり方を評価している、それが会計であります。

会計の役割として、簡単に4つにまとめてみました。まず1つは、投資家の意思決定のために、企業が提供する財務情報である。2つ目は、企業と投資家を結ぶ情報のインフラストラクチャー、基礎を構成している。3つ目に、公正で有用で透明性の高い情報をどのように作成し、監査し、公開するか、そのための仕組みが重要であるということ。そして4つ目に、当然のことですが、誤った財務情報の提供は、資本フローの効率性を損ない、企業のガバナンスの質を低下させるということですね。このように見ますと、会計基準のグローバリゼーション、国際会計基準(正しくは国際財務報告基準ですが)のインパクトは、非常に深いところにまで影響をおよぼす問題であることが分かると思います。

国際会計基準とわが国会計基準との コンバージェンス問題

次に、国際会計基準を日本が導入するということはどういうことか、これを説明するために、わ

が国の会計ビッグバンという年表をつくってみました。もちろんこれはすべて国際会計基準を導入した結果ではないのですが、1997年から2005年まで、表2のようにわが国の会計基準は幾つかの大改革が行なわれました。その概要、および新会計基準がわが国の企業経営におよぼした改革について簡単にふれておきましょう。

まず1997年6月、「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」が公表されました。単独の企業ではなく、親子会社または企業集団というかたちで業績をとらえ、財務諸表を作成する、という連結決算中心主義がここから始まります。これが連結経営という言葉で表現されているように、企業組織の再編をうながす制度改革のひとつになりました。

1998年3月に出された「連結キャッシュフロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」では、財務情報の中でもキャッシュフロー情報は利益情報と等しく重要なものとして、キャッシュフロー重視の経営を目指す必要性を示しました。企業経営にとって営業活動、投資活動、財務活動の3つのキャッシュフローをどのようにバランスさせて、展開していくのかを財務報告というレベルから改革したものが、この会計基準でした。

同じ1998年3月の「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」の中では、試験研究投資の即時費用化が規定され、国際会計基準にコンバージェンスしました。

1998年6月の「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」の作成には、実は私もかかわっておりますが、退職給付債務のオンバランス化を強制したものです。この結果、わが国の退職給付会計基準だけでなく、退職給付制度そのものも大きくグローバル化したといってもよいかと思えます。

次の1998年10月に出された「税効果会計に係る会計基準の設定について」では、税法の影響でなく、会計上の適正な利益計算の表記を求めています。ただし、これはあとでふれるように、その後の金融機関の実態を歪めるものになったという負の側面にも留意しておかなければなりません。

翌1999年1月には「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」が公表されて、ここで金融商品の時価評価の導入が行なわれます。

さらに2003年10月の「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」では、原則はパーチェス法とされましたが、国際会計基準で認められていないプーリング法も許容したため、IASBから批判されています。これは後述します。そして2005年12月の「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」では、純資産の部に少数株主・新株予約権・評価差額の開示が求められるようになります。

わが国の会計ビッグバンと企業活動の変化

こうして見ると、わが国も会計制度の大改革を広範囲にわたり実施してきたこと、ならびに国際会計基準へのコンバージェンスを進めてきたことをあらためて確認できます。わが国の会計基準が国際会計基準に対応してつくられたとすると、一体日本企業にどのような影響をもたらしたのかを示したものが図2です。専門家の方には文句を言われるかもしれませんが、ごく単純化したものとしてご理解いただきたいと思います。

いままでの会計というのは、カネをどこから調達し、どこに投資して、そして投資からどれだけ収益を上げたのか、この関係を、出ていったものを費用とし、入ってきたおカネを収益としてとらえる。いわば購買市場と販売市場、そういう関係としてとらえますので、会計の仕組みも非常に簡単だったといえるかもしれません—そうはいつても、会計学は理解しがたい領域のひとつであったでしょうが。

ところが、いま述べたさまざまな会計ビッグバンの結果、企業活動のどういう側面をどういうふうに組み替えられたかといいますと、まず市場というものがいままでのように単純にはいきません。例えば、商品の購買市場についても、商品を購入し売却するわけですが、売らないでストックとして持っているときに、その商品が値下がりしたとしますと、その値下がり分はどうするか。企業は販売のリスクもあれば、保有のリスクもあるわけですから、保有のリスクで被った損はちゃんと会計に反映させなさいということになります。

金融商品についても同じです。株式を買いまだ保有している場合、保有損益も当然業績に反映させなければいけなくなりました。固定資産も、建物に投資したり、工場に投資した場合、投資から

の期待収益—会計上は使用価値といいますが—が期待に反して投資額を下回るようなときには、定期的に減損として損失を計上しなければならなくなりました。

もちろん国際会計基準導入前のときも、当然こうした問題は織り込まれています。しかし、損は販売したときに出てくるものとして、ストックの損は考えなくてよかったわけです。それが国際会計基準導入後は、リスクが実際に発生したと認められれば、損益—正しくは益よりも損失の場合が多いですが—を絶えずその時点時点で認識される、そうした経営が求められました。

企業も、単体の企業から企業集団としての業績、ならびに財務状態の実態の開示が強制されました。回収の側面でも、まだおカネは入っていないけれども、ストックとして持っている商品あるいは保有している機械や工場が将来収益にどれだけ貢献できるか、販売市場の問題を絶えず企業の保有する資産の評価に織り込んでいくシステムが構築されました。

私はこの図を描いてみて、確かに国際会計基準へのコンバージョンは日本企業を根底から組み替えるような影響力を持っていると感じたわけですが、会計用語ではこれを原価主義でなく時価主義という言葉であらわしたり、単純に時価経営といわれています。

例えば、企業活動のリスクの問題については、リスクを回避するための投資行動を行ったり事業活動を行なう、このヘッジ活動というものをその都度どうとらえていくかというのが時価主義です。試験研究費の問題も、かつての原価主義の時代には、R&Dに投資しても、それが将来収益に影響を与えるだろうという可能性を求めて、即時に費用化しませんでした。国際会計基準ではそれが即時費用化される。投資されたものが収益に貢献する可能性があるかないかを、その都度厳密にとらえていくのが時価主義です。もちろん、費用化されますので、それが新製品の開発となれば、業績に反映されますし、株価の上昇というかたちで企業価値を高めます。それはのれんというかたちで、無形の価値を生むことになります。このことが、つぎに無形資産の会計という新たな会計問題を国際的によぶ基礎となっています。

グローバルスタンダードはわが国のすべての企業の問題でもある

それではこのような国際会計基準あるいはグローバルスタンダードというのは一体誰のためのものかということです。まず考えられるのは、海外で資金を調達しようとする日本企業のためのもの、このことはすでにふれました。これからEU圏で資本調達しよう、アメリカ圏で資本調達しようという日本企業の会計は、当然国際会計基準によらねばならない、これは言うまでもありません。逆に海外から日本に投資しようとする人にとっても、投資判断するうえで国際会計基準は重要です。

国内投資家には国際会計基準は必要ないのかといいますと、そう簡単なものではありません。この中にも、インド株とか中国株とかアメリカ株その他に投資している方がおられるかもしれません。投資のために国内企業と海外企業とを比較し評価するうえでも、国際会計基準が必要になります。国際会計基準は、海外で資本調達する企業や海外投資家だけの問題ではなく、国内企業の問題でもある。そうした眼で国際会計基準を見なければいけないと私は考えております。

現在の米国における日本企業と米国企業の財務報告の関係を見えますと、日本企業でアメリカに上場している企業は、もちろん米国基準で財務報告を出しています。それは同時に日本でも認められるという仕組みになっています。これを見ても、日本基準と米国基準を統一化する必要は少なくないことがわかります。

EU域内上場の日本企業と国際会計基準の関係はどうかといいますと、日本企業がEU域内の資本市場で資金を調達する場合、国際会計基準に準じた決算開示の義務づけがなされております。ここで問題になるのは、果たして日本基準は国際会計基準と同等性があり、EUで認められるかということですね。

2005年7月に「日本の会計基準に対する補完措置の勧告」というのが出されております。その中でわが国の現行の会計処理基準のうち、企業結合で簿価の資産評価を認めるプーリング法、海外子会社に親会社と異なる現地の会計基準を許容する連結会計処理、そして資産流動化目的で設立された特別目的会社を連結対象外とする処理基準など

の項目が挙げられており、この点を直せば同等性があるものとみなすとされています。結論はまだ出ていないようですが、とりあえずいまこういうかたちになっています。

国際会計基準へのコンバージェンスの意味すること

あらためて、日本基準の問題点を幾つか取り出して考えてみましょう。1つは企業結合をめぐる会計の問題です。企業結合について日本の会計基準では、2つ合わせて足し算すればいいという方法—持分プーリング法といいます—を、原則ではないけれども、認めています。それに対して国際会計基準では、対等合併であったとしても、必ずどちらかがどちらかを買収する、買収されたほうは時価で評価しなければなりません—これはパーチェス法といいます。

われわれが商品を買うときに、誰かから時価で買うわけです。企業買収も、企業という商品—これを私はよく「商品のなかの商品」という表現をしますが—を買うのであって、それは当然時価によらなければなりません。企業結合というのは結局、企業という商品を買うかということであるから、それもしっかりと時価で記録し開示するというのが国際会計基準です。時価ですから、企業結合後の業績は、時価で取得した価格をこえるものでなければ、買収によるシナジー効果ができませんので、株価は低迷すると予想されます。そうした仕組みにもとづいているのが、パーチェス法であると思います。

日本基準の問題点の2つ目は、税効果会計、とくに繰延べ税金資産の会計問題です。例えば、大手7銀行の2004年3月期の繰延べ税金資産状況をみましても、相当の額にのぼります。繰延税金資産は「将来、この繰延べ税金資産の金額に見合う利益が発生したとき、それにみあう税金が安くなるから資産」とみなされますが、次年度以降、繰延税金資産にみあう利益をあげることができなければ、一種の不良資産となりますので、資産の過大評価、したがって利益の過大評価となります。ですから、税効果会計基準は国際会計基準のコンバージェンスの結果といっても、その適用と監査が甘ければ、逆に企業自体の経営を歪めてしまう要因になる、それゆえ両刃の剣でもあるというこ

とも認識する必要があります。

このように、国際会計基準に対応して日本の会計基準を策定したとしても、それだけでは日本の会計あるいは日本の経営を大きく変えることはできません。監査制度並びに経営者の責任というのがそれを支えてはじめて機能するという、ガバナンスの問題、公認会計士の監査の問題、この両輪が伴わないと、幾ら国際会計基準を導入したとしてもその実は上がらない。この点を特に強調しておきたいと思います。

日本基準の問題点は他にも幾つもありますが、ここでは3つ目に退職給付の会計問題を取り上げてみました。1998年6月以前は、退職金を払った、あるいは年金基金へ拠出した時点で費用ととらえて、会計処理するという方法でした。それが国際会計基準では、現時点まで働いた結果として、将来の退職時に受け取る額、あるいは年金を受給する額、いいかえれば現時点までの勤務によって受け取る将来キャッシュフローから債務を計算し、コストをとらえる会計処理にわが国の退職給付会計基準も変わりました。

その意味で、これはキャッシュフロー重視の経営に関係しますが、この意味を一言で言えば、企業活動というものを将来キャッシュフローという視点でとらえ、見直していくと言ってもいいかもしれません。退職金のように、将来何十年後かに出ていくおカネについて、現時点では幾らであるかを計算するためには、割引率の選択をしなければならない。割引率を高く設定すれば、債務は小さくなり、コストは小さくなる。割引率を低く設定すれば、債務は大きくなり、コストは大きくなります。

国際会計基準を導入したとしても、退職給付計算における割引率なり繰延べ税金資産の計上なり、それを経営者がどのように適用するののかによって、大きく業績が変わります。場合によっては割引率を低くして、債務を過小に計上して、それが不正につながることもあります。その意味でも、監査制度の拡充・整備は重大な問題だということはおわかりいただけると思います。つい先日の新聞でも、金融庁は会社法改革で公認会計士の指名権を監査役に委ねるという記事が出ておりました。監査制度はこれまでも重要でしたけれども、国際会計基準の導入にともなっています重要な問題に

なっています。

おわりに

以上述べましたような会計基準の変化は、当然のことながら、会社法の改正にも大きくかかわっております。今回の会社法改正は、一言で言えば規制緩和にあると私は考えています。まず、会社法で言う会社とは何の目的にもとづいているのかといえば、それは従来の会社法では債権者保護とかいろいろあったけれども、一番は株主価値にある、定款を定めれば定款自治にもとづいて会社を運営できる、場合によっては資本金ゼロでもできる、分配は利益だけでなく資本からいつでもできる、いわば何でもありといっても過言ではないでしょう。会社法の専門家からいえば、暴論かもしれませんが、

それを支えるものは2つあると思います。1つはコーポレートガバナンスの整備です。これは会社法でもかなり詳しく論じています。もう1つは会社の計算規定ですが、これは原則、国際会計基準に対応してつくられた日本会計基準に従うことになりました。その意味でも、グローバル化された会計基準は、会社法からみても不可欠な制度になりました。

最後に、わが国企業経営への国際会計基準の影響として、4つにまとめてみました。

まず1つは、コーポレートガバナンスの拡充です。業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動にかかわる法令等の遵守、資産の保全といった内部統制の整備や監査の重要性に一段と大きな影響力を持つことは間違いありません。

2つ目は、企業経営の透明性と企業の社会的責任に対する影響です。特に、今日は触れられませんが、環境をめぐる排出権の会計基準とか、

有害物質を将来除去するためのコストを現時点でどうとらえるかなど、環境問題でも幾つかの会計基準がつけられています。

3つ目は、グローバリゼーションというのは日本的経営を存立させるのかどうかという問題です。ヨーロッパの人たちもこの点ではかなり悩んでいるようで、ヨーロッパの旧来のさまざまなステークホルダーのための会社、そのための会計に対して、アングロサクソン、特にアメリカ的な株主のための会社、株主のための会計、それとどう折り合いをつけるか。これは大変難しい問題だと思います。

4つ目は、真の企業価値とは何か。株主価値あるいは企業価値といっても、両者に違いがあるのではないかと、それをどのように評価すべきかなど、この辺にも国際会計基準の影響が考えられるのではないかとことです。

例えば、この「企業価値と資産価値の変化」の図(省略)は、数年前、イギリスの資料を参考にしながらイメージを描いてみましたが、旧来の物的価値中心から、組織資産や顧客資産の価値が大きくなり、品質低下あるいは品質不良の物を販売したことによる評判リスクは、組織資産、顧客資産を大きく減少させるような仕組みに社会が、そして組織が転換しました。雪印乳業をはじめ、評判リスクによって決定的に企業の価値を低めたという例は枚挙にいとまがありません。

真の企業価値とは何か、私にも明確な答えはありませんけれども、この企業価値と資産価値の変化ということも考慮しながら、わが国企業はどのような経営をすべきかも、本日のテーマである「国際化を迫られるわが国会計基準」と無縁な問題ではないことを指摘しまして、とりあえずここで終わりにしたいと思います。

図1. グローバリゼーションと国際会計基準

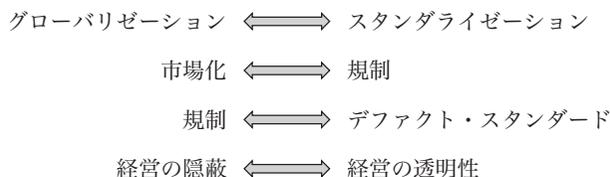


図2. 国際会計基準の導入前と導入後の企業活動のイメージ図

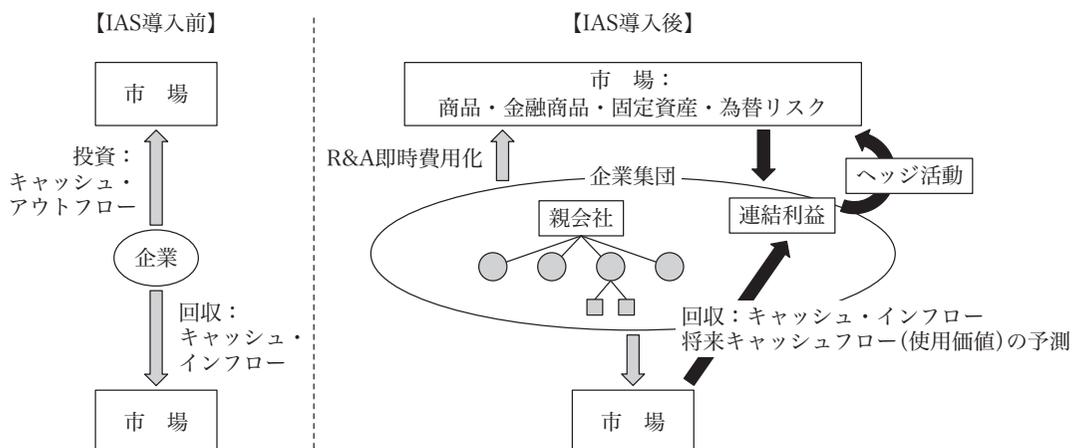


表1. 国際会計基準の歩み

年	事項
1970年代	国連 (UN), OECD が国際的な会計基準の策定に関与
1973年	国際会計基準委員会 (IASC) 設立: 先進9カ国の会計士団体
1987年	証券監督者機構 (IOSCO), IASC 諮問グループに参加: 「財務諸表の比較可能性」プロジェクトの開始 (1993年完成)
1995年	IOSCO, コア・スタンダードの完成を条件に, 世界の国際市場におけるグロスボーダーの公募と上場のための会計基準として国際会計基準の指示を表明
1997年	アジア金融危機: 財務報告の信頼性の危機: 財務報告の国際的規制の必要性を認識
1999年	国際会計基準理事会 (IASB) に組織変更: 評議委員会 (19名: 個人から構成): 審議会 (12名の常駐者と2名の非常勤者から構成)
2002年	国際会計基準 (IAS) から国際財務報告基準 (IFRS: イファース) に変更
2002年	ヨーロッパ連合 (EU) 内での IFRS の採用を決定: 2005年1月1日以降から IFRS による連結財務諸表の作成・開示を要求: 2005年問題
2002年	IASB と米国の財務会計基準審議会 (FASB) が, 2つの会計基準の収斂 (Convergence) に向けて覚書き: Norwalk 協定
2005年	欧州証券規制委員会 (CESR), 同等性評価一第三国 (米国, カナダ, 日本) が国際的な会計基準と同等と認められるか否かに関する評価一のための技術的助言を欧州委員会 (EC) に公表. 日本基準に対する評価の公表.
2005年	EU 企業, 連結財務諸表は IFRS により作成: 7,000社, うち3,000社はイギリス

表 2. わが国の会計ビッグバン

時 期	公表された意見書・会計基準
1997年6月	「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」 連結決算中心主義
1998年3月	「中間財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書」
1998年3月	「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」 キャッシュフロー重視の経営
1998年3月	「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」 試験研究投資の即時費用化
1998年6月	「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」 退職給付債務のオンバランス化
1998年10月	「税効果会計に係る会計基準の設定について」 税法の影響でなく会計上の適正な利益計算
1999年1月	「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」 金融商品の時価評価の導入
1999年10月	「外貨建取引等会計処理基準の訂正に関する意見書」
2003年10月	「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」 原則はパーチェス法
2005年12月	「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」 純資産の部に少数株主・新株予約権・評価差額の開示
2005年12月	「ストック・オプション等に関する会計基準」

